

# 資格取得に向けての注意事項

第一次検定合格者が2級電気工事施工管理技士の資格を取得するためには、電気工事の実務経験を積んで、受検資格を満たした上で第二次検定を受検し、合格しなければなりません。なお、以下にあげる受検資格は、今後の制度改正により変更となる場合があります。

令和3年度の制度改正により、第一次検定合格者には「2級電気工事施工管理技士補」の資格が付与されることとなり、第二次検定への受検にあたって、有効期間、受検回数の制約がなくなりました。

※令和2年度までの学科試験合格者には、有効期間内における連続2回の第二次検定を受検可能との制約があります。有効期間は、学科試験合格通知書に記載されています。

## (1) 第二次検定の受検資格の概要

最終学歴 または 保有資格	実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
・大学 ・専門学校の高度専門士	卒業後1年以上	卒業後1年6ヶ月以上
・短期大学 ・5年制高等専門学校 ・専門学校の専門士	卒業後2年以上	卒業後3年以上
・高等学校 ・専門学校の専門課程	卒業後3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
・その他(最終学歴問わず)	8年以上	
・第一種、第二種、第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者	1年以上	
・第二種電気工事士免状の交付を受けた者	1年以上	
・第一種電気工事士免状の交付を受けた者	実務経験年数は問いません	

受検資格を満たすための最終学歴、実務経験年数の考え方については  
本財団ホームページにてご確認ください。

## (2) 実務経験の内容

- 受検資格を満たす実務経験は、電気工事に限られます。
- 電気工事の実務経験として認められる工事(代表例)は、次のとおりです。

発電設備工事・変電設備工事・送配電線工事(電力会社関係の電気工事)  
照明設備工事(屋外照明、道路照明などの電気工事)  
信号設備工事(交通信号、交通情報・制御・表示装置などの電気工事)  
電車線工事(鉄道関係の電気工事)  
ネオン装置工事  
構内電気設備工事(建物、工場、トンネル、ダムなどにおける電気工事)

※上記は全て建設工事として実施された「電気工事」に限ります。機器の製造や設置は対象外です。

※電気工事に該当しないもの…例えば、電気通信、機器設置、プラント設備、空調衛生設備、熱絶縁、消防施設、ガス、上下水道、ゴミ処理施設などの工事は、受検資格を満たす実務経験ではありません。

※実務経験は、電気工事に直接的に関わる「技術者」としての職務(施工管理等)経験を指します。営業、設計、測量、積算、入社後の研修、アルバイトは含めることができません。